

国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 納付金の納付の手續等

- 一 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十五条の三第五項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項を定めること。

（本則関係）

- 二 その他所要の規定の整理を行うこと。

第二 施行期日等

- 一 この政令は、一部の規定を除き、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十三号）の施行の日（令和四年十二月十九日）から施行すること。

（附則第一項関係）

- 二 その他所要の経過措置を規定するものとすること。
- （附則第二項関係）